

## 総合評価書

<b>1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号）</b> 青少年インターネット環境整備の総合的推進 （青少年インターネット環境整備基本計画）																			
<b>2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号）</b> 政策統括官（共生社会政策担当）	<b>3. 作成責任者</b> 参事官（青少年環境整備担当） 堀 誠司																		
<b>4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号）</b> 平成 30 年 8 月	<b>5. 評価対象期間</b> 平成 27 年度から平成 29 年度																		
<b>6. 政策の概要</b> 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「基本計画」という。）においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めており、本基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等は連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進することとされている。																			
<b>7. 達成すべき目標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進</li> <li>○ 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及</li> <li>○ 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援</li> <li>○ その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策</li> </ul> （参考）青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）第 2～第 5																			
<b>8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円）</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">27 年度</th> <th style="width: 20%;">28 年度</th> <th style="width: 20%;">29 年度</th> <th style="width: 20%;">30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>15,044 百万円の内数</td> <td>16,217 百万円の内数</td> <td>11,090 百万円の内数</td> <td>11,147 百万円の内数</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>14,948 百万円の内数</td> <td>16,264 百万円の内数</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>						27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	予算額	15,044 百万円の内数	16,217 百万円の内数	11,090 百万円の内数	11,147 百万円の内数	執行額	14,948 百万円の内数	16,264 百万円の内数	—	—
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度															
予算額	15,044 百万円の内数	16,217 百万円の内数	11,090 百万円の内数	11,147 百万円の内数															
執行額	14,948 百万円の内数	16,264 百万円の内数	—	—															
※一部予算について、別の枠組みの予算と一体として執行されているため、執行額が多く記されている。																			
<b>9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 号）</b> 各政策について、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備のために必要性を有しているか（①必要性）、各政策が関連する費用に見合う効果を得られているか（②効率性及び有効性）、また政策の推進において、必要に応じ、他省庁、地方公共団体、民間事業者等との連携が図られているか（③関係部局間の連携）という観点について、評価を																			

行う。

## 10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第 10 条 1 項 4 号）

### （1）政策効果の把握の手法

基本計画に掲げた各種施策の進捗状況について、各年度のフォローアップ結果及び「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書」（平成 30 年 4 月 24 日決定。以下「検討会報告書」という。）を基に、主な政策について評価する。

### （2）分野別評価

#### I. 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

##### ① 目標・目的

青少年に発達段階に応じたインターネットを適切に活用する能力を習得させるため、PDCAサイクルを意識して、学校、社会及び家庭における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発を推進するとともに、青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援や、ベストプラクティス等に係る情報の共有・集約化を促進・支援する施策を実施する。

また、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、民間団体等の啓発活動に対する支援を積極的に行う。さらに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動としての展開を図る。

##### ② 具体的施策

- ア 青少年のインターネット利用環境実態調査
- イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム
- ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動
- エ 普及啓発リーフレット
- オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

##### ③ 政策効果の発現状況

###### ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

基本計画の第 6-4 において「青少年のインターネット利用環境実態調査等によりできる限り定量的な検証」を行うこととされており、毎年、青少年及びその保護者を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施し、インターネットを利用する機器、利用内容、利用時間等について集計・分析を行っている。

調査結果は政府統計として公表しており、内閣府に限らず、関係省庁及び地方自治体における政策立案並びに民間事業者等の自主的取組において、信頼性の高いデータとして活用されている。

また、平成 29 年には試行的に 0 歳から 9 歳の子供の保護者を対象とした「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査」（以下「低年齢調査」という。）

を実施し、集計結果をホームページで公開するとともに、第36回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会においては、調査結果の分析データを用い、低年齢層の子供の保護者に対する教育・啓発のあり方を議論する素材として活用した。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画において、以下の内容が示されている。

- 国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるにあたり、関係機関、青少年のインターネット利用に関係する事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。(青少年インターネット環境整備法7条)
- 民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDC Aサイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める・・・(基本計画第4-1)
- ...施策の実施にあたっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことを鑑み、地方公共団体と共に、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める(基本計画第6-2)

上記連携体制の構築に向け、内閣府では、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催し、有識者による連携体制構築の好事例に関する講演や地域における青少年インターネット利用環境整備に向けた課題を討議するなど、連携体制構築に向けた動きを後押ししてきた。

「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」事業概要等	
目的	地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるようにするための連携体制構築。
開催回数	年3回
参加人数	各200名程度(各会場の状況等により変更あり。)
参加対象	県青少年担当部局、教育委員会、県警察、総合通信局、民間事業者、PTA、民間団体等の関係者(フォーラム後の連携体制構築を見据えて参加者を募る。)

本フォーラム事業を契機として、

- 県と携帯電話事業者が連携したフィルタリング普及施策(H27/岡山県)
- 県と民間団体が連携した情報化社会における青少年健全育成指導者養成事業(H29/鹿児島県)

が開始されるなど、連携体制構築に向けた効果が表れている。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

近年、青少年が、スマートフォンやSNSの利用に伴い、犯罪やトラブルに巻き込まれる問題が増加している。

青少年がそのようなリスクを理解した上で、スマートフォン等を正しく活用できる環境を整えるため、青少年及び保護者、学校等の関係者、事業者等が連携協力し、青少年が初めてスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・入学の時期に重点を置き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、関係省庁と共に啓発活動等の取組を展開しているところである。

一斉行動期間中、関係省庁連名でPTA宛てに協力依頼文を发出しているほか、

- 内閣府では、都道府県・指定都市等の取組結果の集約及び政府広報を活用した普及啓発活動
- 総務省では、「e ネットキャラバン」を中心とした普及啓発活動
- 経済産業省では、大手家電量販店におけるポスターの掲出

等を実施し、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に向けた取組を推進している。

特に平成 29 年度は、座間市における事件の発生を受け、関係閣僚会議において再発防止策が取りまとめられたことから、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」として名称変更した上で、12 月から期間を延長して前倒し実施し、関係省庁等がそれぞれ工夫した啓発活動を実施した。

内閣府においても、特に政府広報の充実に努め、例年実施していたラジオ定時番組や新聞突き出し広告に加え、BSテレビや首相官邸LINEなど、新たなメディアを活用した啓発活動を展開し、例年以上に幅広い国民層への周知に努めた。

#### エ 普及啓発リーフレット

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための基本的な計画」（第2次）（平成 24 年 7 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定）において、「保護者に対する青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための重点的な啓発活動を行うこと」が盛り込まれたことに伴い、平成 24 年度以降、関係省庁連名による保護者向け普及啓発リーフレットを作成し、毎年度、青少年のインターネット利用環境の変化や法改正に伴って内容を見直し、内閣府ホームページで公開している。

<内閣府で作成したリーフレット>

年度	公開時期	リーフレット名
平成 24 年度	平成 25 年 3 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様を有害情報から守るために」
平成 25 年度	平成 26 年 1 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」
平成 26 年度	平成 27 年 3 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様が安全に安心してインターネッ

		トを利用するために保護者ができること」
平成 27 年度	平成 27 年 6 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」 ○ 事業者向け普及啓発リーフレット 「インターネット上の危険から子供を守るために」
平成 28 年度	平成 29 年 1 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」
平成 29 年度	平成 29 年 11 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために今、保護者ができること」

特に平成 29 年度は、フィルタリングの利用促進を目的とした、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 75 号。以下「改正青少年インターネット環境整備法」という。）の成立を受け、保護者に対して同法の内容を詳細に周知するものとした。

加えて、インターネットに関する知識の有無にかかわらず、受け取った国民に理解してもらいやすい内容とすべく、有識者と数度にわたる検討を行い、「分かりやすさ、見易さ」を追求した結果、各方面から「リーフレットを活用したい。」との問い合わせが多く寄せられた。

さらに、誰もが自由に頒布できるよう、リーフレットに配付元を追記できるデータを準備し、同データの活用について広く呼びかけたところ、「印刷は自分たちでするので、データを送ってもらいたい。」など、多くの反響があり、予算措置以上の啓発効果が見られた。

#### オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、青少年の非行・被害防止について国民の理解を深めるため、広報啓発を始めとした各種取組を全国で集中的に実施するもので、青少年が非行の兆しを持ち、あるいは様々な被害に遭いやすい夏休み時期である 7 月に毎年実施しており、平成 27 年度から平成 29 年度までの間は、重点課題の一つに「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害対策の推進」を掲げている。

平成 29 年は、4 月に犯罪対策閣僚会議において「子供の性被害防止プラン」が決定されたことを受け、「子供の性被害の防止」を最重点課題に設定し、その中で SNS 等に起因する犯罪から青少年を守るための教育・啓発、フィルタリングの利用促進の働きかけを盛込んだ。

これを受け、内閣府では、月間中に「子供の性被害の根絶を目指して」をテーマ

とする「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」を初めて開催し、SNS等に起因する被害から青少年を守るためにリテラシー教育が必要であること、リスク回避の手段としてのフィルタリングの普及が重要であることなどについて議論がなされた。

本シンポジウムは、国民の関心の高さから定員を超える申し込みがあり、参加者アンケートにおいても、約7割から「初めて知ったことがあった。」「何か取り組んでみようと思った。」との回答を得、参加者の意識啓発に大きく影響を与えた。

平成 29 年度「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」事業概要等	
目的	青少年の非行・被害防止について国民の理解と関心を深め、機運を盛り上げる。
日時	平成 29 年 7 月 3 日(月)午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
場所	東京都千代田区永田町 2-4-1 都市センターホテル
参加者	少年補導員や防犯ボランティア等を始めとした一般の方 (約 190 名参加)
テーマ	子供の性被害の根絶を目指して

また、内閣府特命担当大臣が定める月間の実施要綱に基づき、関係省庁、地方自治体、協力・協賛団体は、各々の活動を展開しているが、「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害対策の推進」に係る取組みとして、地方自治体においては、

- 携帯電話販売店に対する立入調査
- 県独自のインターネット利用調査
- 保護者・青少年等に対する情報モラル教室の開催

などが行われ、月間を実施することで、青少年インターネット環境整備に向けた取組が活発化された。

#### ④ 政策に対する評価

##### ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

実態調査（平成 29 年度）によれば、青少年（満 10 歳から満 17 歳）のインターネット利用率は 8 割を超えており、低年齢調査によれば、0 歳から満 9 歳の子供の約 4 割がインターネットを利用している結果となっている等、いまや青少年の生活にインターネットの利用は不可欠となっている。したがって、3 年ごとの基本計画の見直しには、正確かつ定量的なデータ取得のため、本調査の継続が必要である。

また、検討会報告書においては実態調査及び低年齢調査の分析結果を踏まえ、低年齢層の子供の保護者に対するインターネット利用に関する啓発が必要であるとの方向性が示されていることから、本調査は政府の新たな政策決定に大きく寄与していると認められ、今後も必要な見直しを加えながら、実施していく必要がある。

## イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

近年、スマートフォンに代表される新しい通信機器、公衆無線LANを始めとする新しいネットワーク、LINEなどの新たなサービスが出現し、青少年及びその保護者は、激しいインターネット環境の変化にさらされており、その対策は急務となっている。

これに対応するためには、地方自治体、教育関係者、民間団体等が、その地方における青少年インターネット環境整備上の問題の共有や協働による対策を講じることが必要であるが、

- 地方による取組みに温度差がある
- 関係行政機関の連携が不十分な地方がある

という実情がある。

よって内閣府では、本フォーラムが連携体制構築に向けたキックオフとしての意義を持ったものとするため、開催前の事前アンケートにより各地域における課題を取り上げるとともに、関係機関が連携して課題を解決する方策をフォーラムのテーマとして設定するといった工夫を行ってきた。

さらに、事業の実効性を高めるため、フォーラム開催後の連携体制構築に向けた取組についてフォローアップを行っているところである。

## ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

実態調査（平成29年度）によると、青少年（満10歳から満17歳）のインターネット利用時間は増加しているものの、フィルタリングの利用率は5割に満たず、フィルタリングが活用されているとは言い難い状況にある。

さらに、平成29年の警察庁統計によると、SNS等に起因して児童ポルノ及び児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったことが明らかとなった上、座間市における事件も発生したことから、これら事犯から青少年を守るため、家庭でのルール作りを始めとしたインターネットリテラシーの向上に向けた取組も、依然として重要な課題となっている。

以上から、引き続き、本一斉行動を通じて、関係省庁や地方自治体、青少年育成団体等と連携し、スマートフォンやソーシャルメディアを始めとしたインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動を推進するとともに、青少年を有害情報から守るためのフィルタリングの利用促進に向けた啓発活動を集中的に実施する必要がある。

## エ 普及啓発リーフレット

フィルタリングの普及促進のため、平成30年2月に「改正青少年インターネット環境整備法」が施行された。

また、検討会報告書では、利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの必要性が指摘されており、今後それに沿った様々な取組が実施されることが予想される。

さらに、平成29年の警察庁統計によると、SNS等に起因して児童ポルノ及び

児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったことが明らかとなった上、座間市における事件も発生したことから、これらの事犯から青少年を守るため、家庭でのルール作りを始めとしたインターネットリテラシーの向上に向けた取組も、依然として重要な課題となっている。

したがって、今後も引き続き、フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に資するタイムリーな普及啓発資料を作成・更新していく必要がある。

#### オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

平成 29 年の警察庁統計によると、SNS 等に起因して児童ポルノ及び児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったほか、座間市における事件が発生するなど、青少年をインターネット利用に係る犯罪被害等から守るための取組は、喫緊の課題となっている。

月間を主唱している内閣府においては、上記情勢を鑑み、平成 30 年度以降も月間の重点課題を見直しつつ、インターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進のための総合的な取組を継続的に推進する必要がある。

内閣府が実施するシンポジウムにおいても、青少年の非行・被害に関する情勢やこれに対する政府全体での取組を踏まえて、テーマを設定していく予定である。

なお、平成 29 年度の参加者アンケートで「意識は高まったがどうしたらいいかわからない」等の意見もあったことから、今後は、講演者に対して参加者目線の具体的な発表内容を依頼するなど、参加者の行動変容にも寄与できるよう、シンポジウムの運営方法を改善する予定である。

## II. 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

### ⑤ 目標・目的

社会全体で「子供達を守り育てる」という原点に立ち返り、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、事業者によるフィルタリング提供義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

とりわけ、青少年を取り巻くインターネット利用環境においては、次々と新しい機器、サービス及び伝送技術等が出現し、青少年に普及するところ、新たな機器等を提供する場合には、その設計段階から青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるよう、民間主導の取組を促進・支援する。

### ⑥ 具体的施策

#### ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

エ 普及啓発リーフレット

オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

#### ⑦ 政策効果の発現状況

ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

本実態調査の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－アで述べたとおりである。

なお、本分野における効果を追記すると、フィルタリング利用率、フィルタリングの認知率の他、スマートフォン・携帯電話でフィルタリングを利用していない理由、フィルタリングを解除した理由の項目を集計し、報告書として内閣府ホームページに公開している。

また、第 35 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会においてはフィルタリングに関する回答の分析データを用い、フィルタリングに求められる選択の多様性に関する議論を行った。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

本フォーラムの効果の発現状況は分野Ⅰ－③－イで述べたとおりである。

なお、それぞれのフォーラムにおいて、フィルタリングの利用促進が、青少年による有害情報閲覧機会の最小化の有効手段であることが取り上げられており、分野Ⅰ－③－イ記載のとおり、岡山県ではフォーラムをきっかけに県と携帯電話事業者が連携したフィルタリング普及施策が取り組まれている。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

本一斉行動の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－ウで述べたとおりである。

エ 普及啓発リーフレット

本リーフレットの効果の発現状況は分野Ⅰ－③－エで述べたとおりである。

オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

本月間の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－オで述べたとおりである。

#### ⑧ 政策に対する評価

ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

実態調査の評価については分野Ⅰ－④－アで述べたとおりである。

なお、検討会報告書では、スマートフォンにおける取組に関して「フィルタリングの設定の複雑さや利用の不便さ、青少年が利用したいサイト・アプリを使用できないこと等」が指摘されており、「利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現に向けた取組」が必要であるとの方向性が示されている。

よって、本調査は政府の新たな政策決定に大きく寄与していると認められ、今後も必要な見直しを加えながら、実施していく必要がある。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

本フォーラムの有効性については分野Ⅰ－④－イで述べたとおりである。

なお、既述のとおり、フィルタリングの利用促進が、青少年による有害情報閲覧機会の最小化の有効手段であるにもかかわらず、その普及が伸び悩んでいることから、引き続き、フォーラムで討議すべき事項であると考えます。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

本一斉行動に対する評価は分野Ⅰ－④－ウで述べたとおりである。

エ 普及啓発リーフレット

本リーフレットに対する評価は分野Ⅰ－④－エで述べたとおりである。

オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

本月間の評価は分野Ⅰ－④－オで述べたとおりである。

Ⅲ. 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

⑨ 目標・目的

民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDCAサイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める。

⑩ 具体的施策

青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

⑪ 政策効果の発現状況

本フォーラムの効果の発現状況については、Ⅰ－③－イ及びⅡ－⑦－イで述べたとおりである。

⑫ 政策に対する評価

本フォーラムに対する評価については、Ⅰ－④－イ及びⅡ－⑧－イで述べたとおりである。

Ⅳ. その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

⑬ 目標・目的

ⅠからⅢ記載の事項のほか、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために必要な取組を推進する。

⑭ 具体的施策

諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査

⑮ 政策効果の発現状況

基本計画の第5-5-(2)において「青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。」と定められており、平成27年度は、アメリカ及び欧州における青少年のインターネット利用に関係する民間事業者による青少年保護に関する取組について調査を実施、平成29年度は、アメリカ及び韓国における青少年のインターネット環境整備状況等の調査を実施し、報告書を内閣府ホームページにおいて公開している。

⑯ 政策に対する評価

本テーマに係る調査研究は他に類例がなく、国会答弁において本調査結果が引用された実績がある。(平成29年4月10日 第193回国会 決算行政監視委員会第二分科会 内閣府石原副大臣答弁)

以上のことから、外国における違法・有害情報に関する法制度や取組事例等を調査研究し、我が国における施策の効果的な推進に資するためのデータを今後も継続的に取得する必要がある。

**11. 政策評価の結果（法第10条第1項第7号）**

本施策については、各分野ともに必要性、有効性・効率性が認められるところであり、大きな問題が生じているものではないことから、来年度以降も継続する。

分野Ⅰのうち、実態調査については、子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援につき新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また各種普及啓発に関する施策については、法改正、社会的影響の大きな事案の対策等を都度反映するなど時宜にかなった創意工夫を継続的に実施したほか、各地域において様々なインターネットリテラシーの普及に関する取組が開始され、国として各地域における取組をバックアップした成果が表れているところである。

分野Ⅱのうち、実態調査については、フィルタリング普及促進に当たっては従前の利用率拡大の推進に加え、ユーザー視点に寄り添ったフィルタリングの在り方を進めるべきとの新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また、各種普及啓発については分野Ⅰと同様の成果が上がっているところである。

分野Ⅲについては、分野Ⅰ及びⅡの各普及啓発に関する施策と同様である。

分野Ⅳについては、諸外国における青少年インターネット環境整備状況につき、他に類例を見ない知見収集手段として有効であることが明らかになったところである。

他方で、分野ⅠからⅣまでの各施策の内容は、最終的な政策目標である青少年のインターネット環境の整備に真に資するものでなければならないことは言を俟たず、今後も基本計画第1-2-(5)記載の通り、諸般の情勢と実証的なエビデンスに基づきPDC Aサイクルを意識して不断の見直しを続ける必要がある。

なお、スマートフォンやアプリ・公衆無線LANなどの利用が急速に拡大する状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図ることを目的とする改正青少年インターネット環境整備法が、本年2月1日に施行され、これにより、携帯電話の販売事業者に対して、契約締結時における、青少年へのフィルタリングに関する確認や説明、フィルタリングの設定を行う義務などが、新たに課せられた。10-II-⑥に記載の各施策の遂行にあっても、今後は本改正を

踏まえたフィルタリングの更なる利用促進を図っていく予定である。

今回の評価結果については、検討会報告書の策定過程における議論を踏まえたものであり、当該検討会報告書における提言を踏まえて平成 30 年度中に子ども・若者育成支援推進本部が策定する「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 4 次）」に反映されることとなる。

#### 12. 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催し、施策の進捗状況の報告及び検討を行った。

【開催状況】平成 27 年度：3 回、平成 28 年度：3 回、平成 29 年度：5 回

#### 13. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

- ・ 青少年インターネット環境整備基本計画（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/pdf/dai3ji\\_keikaku.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/pdf/dai3ji_keikaku.pdf)

- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 75 号) 概要

[http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_torikumi/pdf/hourei/h29\\_75-gaiyou.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/pdf/hourei/h29_75-gaiyou.pdf)

- ・ 平成 27 年度フォローアップ結果

(平成 28 年 6 月 第 31 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 平成 28 年度フォローアップ結果

(平成 29 年 4 月 第 34 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 平成 29 年度フォローアップ結果

(平成 30 年 4 月 第 39 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（平成 30 年 4 月 24 日決定）

- ・ 青少年のインターネット利用環境実態調査

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_list.html](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html)

- ・ 低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_child.html](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_child.html)

- ・ 普及啓発リーフレット集

[http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_use/leaflet.html](http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html)

(注)「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律（平成 13 年法律第 68 号）をいう。